

| 質問(Q)                                          | 回答(A)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自転車駐車場の附置義務とは何ですか？                             | 杉並区では、放置自転車を防止するため、一定規模以上の施設を建築する際には、自転車駐車場の設置および適切な管理を義務付けています。放置自転車の発生を防ぐため、施設利用者が円滑に駐輪できる環境の整備と管理をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 附置義務「該当」と「非該当」の違いは何ですか？                        | <b>附置義務該当は、条例により、自転車駐車場の設置および書類提出が必須です。</b> (書類の提出は義務。)<br>附置義務非該当は、義務ではありませんが、放置自転車の発生を防ぐため、自転車駐車場の設置に努めてください。(書類の提出は任意。)<br>※非該当の場合で、設置計画台数が0台の場合は書類提出不要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 附置義務該当と非該当の判別はどのように行えばよいでしょうか？                 | <u>以下のいずれかに該当する場合は、附置義務該当</u> となり、自転車駐車場の設置が必要です。(義務)<br>建築主の方は、自転車駐車場係(附置義務担当)へ事前にご相談ください。<br><br>1、建物の用途地域が第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域以外で、建物の用途が、 <u>小売店、飲食店、銀行、遊技場、スポーツ施設、学習施設など</u> で一定の規模を超える場合。<br>2、混合用途施設について、建物の用途ごとに計算した附置義務対象の自転車駐車場設置台数の合計が20台以上になる場合。<br>※詳細は杉並区役所ホームページ→【自転車駐車場の附置義務について】→添付ファイル『自転車駐車場の附置義務パンフレット』参照。<br><br>なお、上記以外は <u>附置義務非該当</u> となり、自転車駐車場の設置および書類提出は任意(努力義務)です。<br>附置義務非該当の主な対象は、 <u>集合住宅(共同住宅・寄宿舎・長屋)、事務所、病院、福祉施設、保育施設、トランクルーム</u> などです。 |
| 建物の各用途の附置義務台数が基準未満でも附置義務該当になることはありますか？         | <u>用途ごとに算出した台数の合計が20台以上</u> であれば附置義務該当になります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 附置義務「該当」と「非該当」の提出書類は何ですか？                      | ○附置義務該当<br>・建築主の方は、 <b>必ず</b> 書類を提出してください。(義務)<br>※建築物の設計者様は、 <u>書類作成の前に事前にお問い合わせください。</u><br>建築確認申請前→『自転車駐車場設置(変更)届出書』(義務)<br>建物完成後→『自転車駐車場設置完了届出書』(義務)<br><br>○附置義務非該当<br>・自転車駐車場の設置および書類提出ともに <b>努力義務</b> のため、書類の提出は任意です。<br>建築確認申請前→『自転車駐車場設置計画書』(任意)<br>建物完成後→『自転車駐車場設置完了報告書』(任意)<br>※書類の提出は任意ですが、 <u>建築施設に自転車の駐車需要が見込まれる場合は、道路上に自転車を放置しないよう自転車駐車場を設置してください。</u> 放置禁止区域内及び区道上にある放置自転車は撤去対象になります。(杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例第12条、13条)                                    |
| 附置義務該当の施設になるので附置義務の書類を提出したいのですが、どのようにすればよいですか？ | 附置義務に該当する施設の可能性がある場合は、書類提出の前に建物の図面を持って事前相談として自転車駐車場係の窓口にお越しください。 <b>来庁される際は、予めお電話で来庁日時のご連絡及び予約をお願いします。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 附置義務該当の書類提出の際の注意点はありますか？                       | 附置義務に該当する場合は、条例に基づき、自転車駐車場の設置と書類提出ともに必須のため、提出しない場合は措置命令・罰則の対象となることがありますのでご注意ください。<br>○附置義務該当の提出書類<br>・建築確認申請前に『自転車駐車場設置(変更)届出書』の提出が必要です。<br>・建物完成後に『自転車駐車場設置完了届出書』の提出が必要です。その後、現地にて立会い検査を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附置義務非該当について、自転車駐車場の設置台数が0台の場合、書類の提出は必要ですか？                          | 附置義務非該当で、自転車駐車場の設置台数が0台の場合は、書類提出は不要です。                                                                                                                                                                                                |
| 書類提出後に、建物の用途、及び店舗等面積、建築主等が変更になった場合は？                                | 附置義務該当の場合、『自転車駐車場設置(変更)届出書』をすべて作り直し、再提出をお願いします。その場合、自転車駐車場係附置義務担当へご連絡をお願いします。<br>附置義務非該当の場合、建物完成後に『自転車駐車場設置完了報告書』にて修正をお願いします。                                                                                                         |
| 自転車駐車場設置の確認はどのように行いますか？                                             | 附置義務該当の場合、現地にて立会い検査を行います。<br>附置義務非該当の場合、写真で確認します。                                                                                                                                                                                     |
| ラックを設置しない平置きの場合、区画線を引かなくてもよいですか？                                    | 附置義務該当の場合、ラック等を使用しない平置きの場合は、必ず区画線を引く必要があります。<br>附置義務非該当の場合、区画線は任意です。                                                                                                                                                                  |
| 書類に押印は必要ですか？                                                        | 押印は不要です。                                                                                                                                                                                                                              |
| 現時点でテナントの業種(建物の用途)が定まっていますか。その場合、どのように資料を作成すればいいですか？                | 建築確認申請における「建物の用途」をもとに書類を作成してください。建物の図面を骨格のみ(スケルトン)で提出して頂きます。その場合、10㎡毎に1台で計算して書類を提出してください。<br>その後、建物の用途、店舗の面積、自転車駐車場の台数や面積等、その他の箇所に変更があった際について、附置義務該当の場合は『自転車駐車場設置(変更)届出書』を再提出、附置義務非該当の場合は『自転車駐車場設置完了報告書』にて修正をお願いします。                  |
| 飲食店の店舗等面積はどの部分を計算すればよいですか？                                          | 屋内の客席、厨房、お客様の待合室、屋外のテラス席等の面積が対象となり、合算した数値を店舗等面積とします。<br>※自転車駐車場設置完了届出書及び自転車駐車場設置完了報告書提出後に、当初計画と異なる用途で使用されていることが発覚した場合、それ相応の自転車駐車場台数を設置していただきます。<br>例)当初の提出書類で店舗等面積に含まれていなかった場所が、その後、テラス席へ変更された場合、その面積を含めた自転車駐車場設置台数を確保していただく必要がございます。 |
| ピラティスやマッサージ施設はどの用途になりますか？                                           | ピラティスは、スポーツ施設の用途です。<br>マッサージは、保険適用ありの場合は医療施設(附置義務非該当)、保険適用なしの場合はスポーツ施設の用途となります。                                                                                                                                                       |
| マンションや寄宿舎内の住民専用の施設(スポーツ施設・学習施設等)も附置義務の対象になりますか？                     | 住民専用の施設は、対象外です。<br>居住者のみが利用する施設は附置義務の対象ではありません。                                                                                                                                                                                       |
| 個人住宅に共同住宅を併設する場合、個人住宅は住宅戸数に含めますか？                                   | 個人住宅は住宅戸数に含めません。<br>また、戸建ての場合も附置義務の対象外です。                                                                                                                                                                                             |
| 自転車駐車場の面積の計測はどのような範囲としますか？                                          | 建築確認申請で自転車置場とした床面積です。                                                                                                                                                                                                                 |
| 現時点での計画ではテラス席の設置を予定していないが、今後の運営においてバルコニー等がテラス席となった場合、どのような対応が必要ですか？ | テラス席は、附置義務該当の店舗等面積に含まれます。<br>自転車駐車場設置(変更)届出書において、 <b>将来テラス席になり得るバルコニー等がある場合</b> には、「将来的に、本届出時点と異なる運営をした場合は、それに応じた台数を附置義務台数に加算し、附置義務台数を満たす数量の駐輪場を設置します。」といった趣旨の文章を、自転車駐車場の配置図または平面図等に記載していただくようお願いする場合がございます。                          |

別表1

附置義務 該当施設一覧

| 施設の用途                    | 施設例                                                          |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 百貨店・スーパーマーケット<br>その他の小売店 | スーパーマーケット、コンビニ、ドラッグストア、ショールーム、物販店全般、クリーニング店、理髪店、美容室          |
| 飲食店<br>(客席、厨房及び待合室を含む)   | レストラン及び飲食ができる施設全般、漫画喫茶、居酒屋                                   |
| 銀行                       | 営業店舗(銀行室、接客室、待合室、応接室も含む)、ATM                                 |
| 遊技場                      | パチンコ、スロット店(受付と景品交換所も含む)、ゲームセンター、カラオケ店、パッティングセンター、ビリヤード場、麻雀店  |
| スポーツ施設                   | 競技場、運動場、練習場、ボーリング場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツジム、水泳場、映画館、ヨガ教室、ピラティス |
| 学習施設                     | 講堂、図書館、学習塾、料理教室、学校、自動車教習所                                    |